

(電子メール施行)

商 金 号 外  
令和8年1月13日

公益社団法人 宮城県トラック協会会長 殿

宮城県経済商工観光部長  
( 公 印 省 略 )

宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援補助金（運送事業者向け）の募集について  
(通知)

県内の商業振興につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、原油価格高騰により、厳しい経営状況に置かれている県内中小貨物運送事業者に対して、燃料費高騰分の一部を支援するため、標記事業を実施します。

つきましては、下記により募集しますので、貴団体会員に御周知いただきますようお願いいたします。

記

1 応募期限

令和8年2月28日（土）

2 提出書類

詳細は別添の募集要領を御確認ください。

(1) 全ての申請車両の自動車検査証記録事項

(2) 法人にあっては登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可、発行から3か月以内のもの）、  
個人にあっては本人確認書類の写し（住所記載のあるもの）【運転免許証（両面）、住民票の写し  
などのいずれか1点】

(3) 資本金または出資金が3億円を超える法人にあっては法人事業概況説明書等常時使用従業員数  
がわかる書類

(4) 複数の事業を行っている事業者に対しては、法人事業概況説明書等それぞれの事業の売上額がわ  
かる書類

(5) 県税納税証明書（写し可、発行から3か月以内のもの）

(6) 長距離貨物運送の実施による補助単価の上乗せ分を含めて交付の申請をしようとする場合、一般  
貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者に対しては、令和7年4月から申請日ま  
でのうちの任意の4月分において、各月1回以上長距離貨物運送を行っていることが分かる運  
行記録（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第8条第1項第1号か  
ら第3号に規定する事項が全て記載されているもの）、それ以外の事業者に対しては、県が必要  
と認める書類

(7) その他知事が必要と認める書類

3 書類提出先

オンライン申請により、下記 URL から必要事項を入力の上申請願います。

URL: <https://logoform.jp/form/GQGB/1325865>

4 その他

交付要綱、募集要領、申請先等の情報は、県ホームページに掲載しております。

（ ページ名：「宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援補助金（運送事業者向け）について」  
HPアドレス：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/unso-genyuhozyo.html> ）

担 当：商工金融課 商業振興班 平間

電 話：022-211-2746

FAX：022-211-2749

メー ル：syokokins@pref.miyagi.lg.jp

# 【募集開始】宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援補助金（運送事業者向け）について

## 内容

原油価格高騰により、厳しい経営状況に置かれている県内中小貨物運送事業者に対して、燃料費高騰分の一部を支援するものです。

※令和6年度まで実施していた運送事業者原油価格高騰緊急支援事業と同様の内容のものです。

## 1.補助対象者・補助対象車両

### 補助対象者

宮城県内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者であって、運輸業を主たる事業とする中小企業者（みなし大企業を除く）

**補助対象倉庫（以下の全てを満たす車両（電気自動車、二輪自動車、被牽引車を除く））**

（1）令和7年4月1日から申請日まで運送事業のために稼働していた（申請日以降に納車される車両にあっては、令和8年3月31日までに稼働する）車両

（2）宮城運輸支局又は軽自動車検査協会宮城主管事務所から交付された自動車登録番号標（ナンバープレート）を表示した車両

- (3) 用途が貨物
- (4) 事業用

## 2.補助単価

|           | 【補助単価】<br>貨物運送事業許可申請に係る区分<br>別 | 【上乗せ単価】<br>長距離貨物運送（※1）を行った車<br>両 |
|-----------|--------------------------------|----------------------------------|
| 普通・牽<br>引 | 60,000円/1台                     | 30,000円/1台                       |
| 小型        | 40,000円/1台                     | 20,000円/1台                       |
| 軽         | 20,000円/1台                     | 10,000円/1台                       |

※1「長距離貨物運送」とは、一の運行（自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまで）の走行距離が450km以上の貨物運送をいいます。  
（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年二月九日労働省告示））

## 3.申請方法

必ず補助金交付要綱及び募集要領により、補助要件等を御確認の上、申請してください。

### 申請期限

令和8年2月28日（土曜日）

### 提出書類

下記の添付書類（全て電子データでの提出となります）と共に、みやぎ電子申請サービスにより申請してください。

1. 全ての申請車両の自動車検査証記録事項

2. 法人にあっては登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可、発行から3か月以内のもの）、個人にあっては本人確認書類の写し（住所記載のあるもの）  
【運転免許証（両面）、住民票の写しなどのいずれか1点】
3. 資本金または出資金が3億円を超える法人にあっては法人事業概況説明書等常時使用従業員数がわかる書類
4. 複数の事業を行っている事業者にとっては、法人事業概況説明書等それぞれの事業の売上額がわかる書類
5. 県税納税証明書（写し可、発行から3か月以内のもの）※  
取得方法（PDF：586KB）
6. 長距離貨物運送の実施による補助単価の上乗せ分を含めて交付の申請をしようとする場合、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者にあっては、令和7年4月から申請日までのうちの任意の4月分において、各月1回以上長距離貨物運送を行っていることが分かる運行記録（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第8条第1項第1号から第3号に規定する事項が全て記載されているもの）、それ以外の事業者にとっては、県が必要と認める書類
7. その他知事が必要と認める書類

## 提出先

みやぎ電子申請サービスにより、下記URLから申請してください。

<https://logoform.jp/form/GQGB/1325865>（外部サイトへリンク）

## お問合せ先

宮城県物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援補助金事務局

TEL（以下のいずれかに連絡してください。）

080-7304-5684

080-7304-5503

080-7290-2967

Mail：butsuryu@pref.miyagi.lg.jp

受付時間：平日（月～金）午前9時から午後5時まで

## 詳細はこちら（補助金交付要綱・募集要領）

- [補助金交付要綱（PDF：199KB）](#)
- [募集要領（PDF：8,966KB）](#)
- [（参考）記者発表資料（PDF：972KB）](#)

### お問い合わせ先

#### 商工金融課商業振興班

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県庁 14階北側

電話番号：080-7304-5684

#### 商工金融課商業振興班

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県庁 14階北側

電話番号：080-7304-5503

#### 商工金融課商業振興班

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県庁 14階北側

電話番号：080-7290-2967

---

## 宮城県公式Webサイト

法人番号8000020040002

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話番号：022-211-2111

（受付時間 8時30分～17時15分）